

京都市告示第 139 号

京都市都市公園条例第6条第2号及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、  
桂川緑地久我橋東詰公園の供用を停止します。

平成18年7月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

供用を停止する施設及び期間

第2球技場、第3球技場及びテニスコート 7月末まで

第1球技場及び運動場兼ソフトボール場 8月末まで

なお、復旧工事の進ちょく状況によっては、停止期間を延長する可能性があります。

(供用停止理由)

平成18年7月の梅雨前線の大雨により当該施設が冠水し、復旧のための期間  
が必要であるため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)